國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

吉田神道家と指判

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大河内, 千恵, Okochi, Chie メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000406

吉田神道家と指判

大河内　千　恵

はじめに

國學院大學図書館には吉田神道関係近世文書（以下吉田文書と呼ぶ）が多数所蔵されているが、そのなかには神道伝授に際し、公家・大名を始めさまざまな人々が、吉田家当主や家老衆に対して差し出した誓詞三十八通が含まれている。[1] それらは神文が記されていたり、「誓」「誓約」などの文言が使用されているものの、近世起請文では一般的な「牛玉宝印を料紙とし、血判を据える」といった書式ではなく、白紙を料紙として署判を据えただけの書式である。こうした書式は、差し出す先が吉田家という、公家であると同時に神道を家職とする家であるがゆえに選択されたものと思われ、このこと自体が興味深いが、最も注目されるのは、血判ではないが、それを連想させる朱色の指頭の判が捺された誓詞（写真①③④⑤㊲）が五通含まれることである。[2]

指に墨をつけて捺す判については、佐藤進一氏が『古文書学入門』のなかで、指の先端と指節にしるしをつけた画指に関して、大宝令に画指の規定があること、奈良時代に多いこと、最も新しい事例が東大寺文書の建仁二年（一二〇二）であること、などを指摘したうえで、借銭文書・土地売買文書に多くみられると述べておられる。[3] また、石井

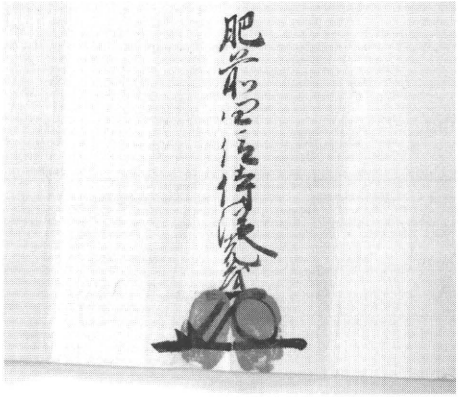

◀写真①　623号
朱指判寸法（タテ×ヨコ）（㎝）
左2.8×1.5　　右2.8×1.9

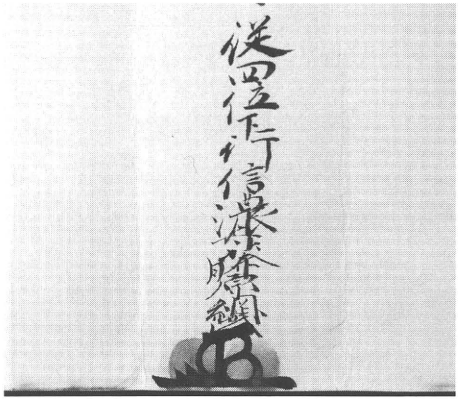

◀写真③　632号
朱指判寸法（タテ×ヨコ）（㎝）
左1.6×1.6　　右1.6×1.7

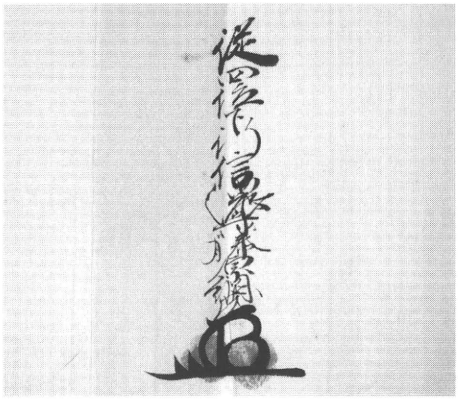

◀写真④　628号
朱指判寸法（タテ×ヨコ）（㎝）
左1.6×1.6　　右1.7×1.6

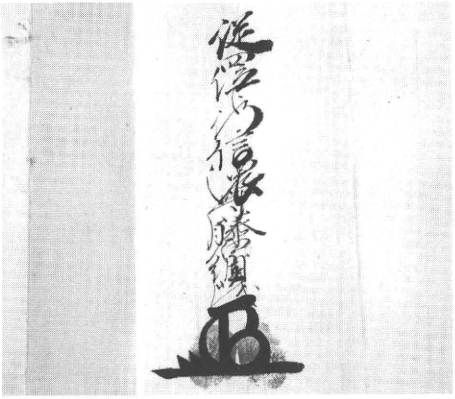

◀写真⑤　651号
朱指判寸法（タテ×ヨコ）（cm）
左2.2×1.7　　右2.3×1.5

◀写真㊲　685号
朱指判寸法（タテ×ヨコ）（cm）
左1.3×1.3　　右1.3×1.0

▼写真　萩原起請文
金春流中村家文書42号

良助氏は『はん』のなかで、久安三年（一一四七）の藤原仲子の田地売券に捺された人差し指一本の判を拇印の一例として紹介しておられる。[4] さらに、東大寺文書の中には指三本を捺したものがある。『特別展東大寺文書の世界』九二頁[5]には承久三年（一二二一）七月付尼観阿弥陀仏田地処分状と、承安二年（一一七二）三月付尼蓮妙家地田畠処分状の写真が掲載されているが、承久三年の処分状には日付の左下に指三本の指頭のしるしが捺され、承安二年の処分状には尼蓮妙の「妙」の文字にかかるように、指三本の指判が捺されている。個別解説の執筆者綾村宏氏は、指紋を署判として捺すことは、「画指より明確に証文に対するその人物の関わり方を示しているといえる」と述べ、署判者を証明するしるしとして指紋をとらえている（一三五～六頁）。

このように、指に墨をつけて判として捺すという行為は、奈良時代から行われており、なおかつそれは署判者を証明するしるしとする、いう発想に基づくものであったことが確認できる。しかし、いずれの事例も先端と指節に印をつけたり、墨をつける指が一本～三本と同一ではなく、捺す位置も日付左下や署判の一部にかかるなど捺し方がばらばらで、一定の作法までは成立しておらず、事例としてもそう多くは無かったと考えられる。

指で捺した判について現在明らかになっていることはおおむね以上であり、概説的な理解を越えるものではないが、吉田家に差し出された、朱で捺された指頭の判については、事例そのものが全く知られていなかったことのように思われる。そのため、本稿ではこの事例を紹介するとともに、吉田家の誓詞書式としての観点からその成り立ちや意味するものを考えてみたい。なお、朱で捺された指頭の判を、本稿では仮に朱指判と呼ぶこととする。また、本文中の①②…は表の番号と対応している。

1　吉田家に差し出された誓詞概要

最初に吉田家へ差し出された誓詞の概要をみておこう。表は筆者が現在確認している、吉田家に差し出された誓詞計四十六通を差出人の身分ごとにまとめ、年代順に並べたものである。國學院大學図書館に所蔵される誓詞三十八通に、地方の神主家に残る記録や神道関係伝書などに記載された誓詞八通を加えて作成した。江戸時代、吉田家に差し出された誓詞は膨大な数であったであろうから、この四十六通は全体のほんの一部にしか過ぎないが、これらを検討することでおおよその傾向を知ることはできると考えている。

確認できた誓詞の年次は、寛文八年（一六六八）年から文久二年（一八六二）で、およそ二〇〇年弱の間に書かれた誓詞であるが、残存数に偏りがあり、江戸時代初期と末期のものが少ない。誓約内容は、A　能・和歌などの秘伝（翁大事・和歌三神・八雲神詠）B　神道行事に関する秘伝（十八神道行事・宗源行事・大護摩行法・陰陽行儀など）C　その他（秘伝書写・吉田家役職就任・吉田家役職遂行など）の三種類に大別できる。多くの芸能がそうであったように、吉田家でも秘伝の伝授に際しては、誓詞の提出を義務付けていたため、多数の誓詞が吉田家に提出された。また、家政においても、家臣や職人などが吉田家の様々な役を勤める際には、職務の遵守を誓う誓詞が出されていたようである。江戸時代、役職遵守の起請文を出すことは武家社会では一般的なことだったが、公家の家でも同じであった可能性がある、という点は極めて興味深いが、このことについてはまた改めて考えていくことにして、今回は指摘するにとどめたい。

提出者は大名及びその家臣・公家・吉田家家臣・地方神主・能役者などで、このほか出自を調べることが出来なかった人物が三人（㊹～㊻）いる。料紙は原本の分については、みな白紙一紙に書かれており、冒頭で述べたように牛

表　吉田家へ差し出された誓詞　差出人別一覧

番号	史料番号・史料名	年月日	西暦	身分	差出人	宛先	内容	神文の型	神文文言	花押	印・判	備考	出典
①	623	寛文8年2月19日	1668	大名	鍋島光茂	兼連	神道伝授	a	於相違者、両神殊仁波氏神御照覧之所也、仍如件、	有	朱指判	肥前佐賀藩	国
②	624	寛文8年2月19日	1668	大名	鍋島光茂	不明	神道伝授	a	於相違者、両神殊仁波氏神御照覧之所也、仍如件、	有	無	肥前佐賀藩	国
③	632	延宝元年12月21日	1673	大名	鍋島綱茂	兼連	神道伝授	a	於相背者、両神殊者氏神御照覧之處、仍起請如件、	有	朱指判	肥前佐賀藩	国
④	628	延宝3年12月	1675	大名	鍋島綱茂	兼連	和歌三神伝授	a	於相背者、両神殊者氏神御照覧之處也、仍起請如件、	有	朱指判	肥前佐賀藩	国
⑤	651	延宝3年12月	1675	大名	鍋島綱茂	兼連	八雲神詠	a	於相背者、両神殊者氏神御照覧之處也、仍起請如件、	有	朱指判	肥前佐賀藩	国
⑥	627	元禄5年4月	1692	大名	鍋島光茂	兼連	吉田家代々の記録・秘伝等について他言しない	その他	於偽者、日本之大小神祇殊氏神罰可罷蒙、仍誓状如件、	有（「墨判」）	無	史料表題は「覚」で誓詞は写として記録。肥前佐賀藩	国
⑦	799	宝永4年12月1日	1707	大名	加藤泰常	兼連	翁伝授	その他	神明之照覧處候、仍誓紙如件、	有	無	伊予大洲藩	国
⑧	630	正徳4年11月7日	1714	大名	牧野忠辰	兼連	八雲神詠相伝	その他	若於相違者、可蒙氏神之御罰者也、仍神文如件、	有	無	越後長岡藩	国
⑨	吉81-256	享保5年3月	1720	大名	相馬昌胤	兼連	八雲神詠相伝	その他	若於令違背者、天神地祇可被遂御罰者也、仍神文如件、	有	無	陸奥中村藩	天
⑩	647	享保6年5月7日	1721	大名	水野勝政	兼連	十八神道相伝	C	若於令違背者、可蒙天神地祇、殊仁波氏神御罰、仍誓紙如件、	有	無	下総結城藩	国
⑪	654	享保20年5月3日	1735	大名	藤堂高治	兼雄	翁大事相伝	C	若違約者、可蒙天神地祇、殊仁波氏神之御罰、仍誓約如件、	有	無	伊勢津藩	国
⑫	吉46-44	元文4年4月	1739	大名	榊原政岑	兼雄	翁大事相伝	C	若令違背者、可蒙天神地祇、殊仁波氏神之御罰者也、仍誓約如件、	有	無	播磨姫路藩	天

⑬	641	寛保元年4月18日	1741	大名	松平忠刻	兼雄	翁大事相伝	C	若令違背者、可蒙天神地祇、殊仁波氏神之御罰者也、仍誓約如件、	有	無	肥前島原藩	国
⑭	629	宝暦4年4月11日	1754	大名	酒井忠寄	兼雄	十八神道行法伝授	b	若於違約者、可蒙天神地祇之御罰候、仍誓約如件、	有	無	出羽鶴岡藩	国
⑮	625	宝暦9年11月22日	1759	大名	松平武元	兼雄	十八神道行法伝授	b	若於違約者、可蒙天神地祇之御罰候、仍誓約如件、	有	無	上野館林藩	国
⑯	626	宝暦9年11月6日	1759	大名	酒井忠寄	兼雄	宗源行法伝授	b	若於違約者、可蒙天神地祇之御罰候、仍誓約如件、	有	無	出羽鶴岡藩	国
⑰	634	宝暦10年5月	1760	大名	酒井忠寄	兼雄	大護摩行法伝授	b	若於違約者、可蒙天神地祇之御罰候、仍誓約如件、	有	無	出羽鶴岡藩	国
⑱	785	安永10年3月25日	1781	大名	大村純鎮	兼雄	翁大事相伝	C	若違約者、可蒙天神地祇殊仁波氏神之御罰、仍誓約如件、	有	無	肥前大村藩	国
⑲	653	文化5年8月	1808	大名家臣	安井庄右衛門	吉田役人中	翁大事相伝	C	於相背者、天神地祇殊ニ者氏神之可蒙御罰候、仍而為後證神文如件、	有	黒印	藤堂家家臣	国
⑳	711	延宝5年5月	1677	公家	万里小路淳房	兼連	陰陽行儀伝授	その他	且奉任天神地祇證明候、	無	無	正四位上参議	国
㉑	656	享保5年9月20日	1720	公家	日野資時	兼連	十八神道行法相伝	d	背者、可漏祖神鍾愛候也、	無	無	正四位上右大弁	国
㉒	781	享保6年5月7日	1721	公家	風早公長	兼連	十八神道行事	d	令違約者、可漏祖神鍾愛、仍呈誓状矣、	無	無	従二位前参議	国
㉓	650	享保6年8月13日	1721	公家	萩原兼武	兼連	三元十八神道行法	その他	若違約者、可蒙吉田大明神之罰、仍誓約如件、	無	無	従四位上	国
㉔	783	享保6年8月16日	1721	公家	風早公長	兼連	宗源行事	d	令違約、可漏祖神鍾愛、仍誓書如件、	無	無	従二位前参議	国
㉕	784	享保6年9月6日	1721	公家	風早実積	兼連	十八神道行事	d	令違約者、可漏祖神鍾愛、仍呈誓状矣、	無	無	正四位下	国
㉖	782	享保8年4月26日	1723	公家	坊城俊将	兼連	十八神道伝授	その他	仍誓約之状如件	無	無	正五位下	国

㉗	652	享保20年4月29日	1735	公家	穂波晴宣	兼雄	十八神道行法伝授	その他	若於違約者、可蒙天神地祇、殊仁波祖神之御罰候也、仍誓約如件、	無	無	正三位	国
㉘	635	寛延4年9月14日	1751	公家	錦織従久	兼雄	当流神道相伝	e	宜任天神地祇八百萬神之照覧者盟誓如件、	無	無	正三位	国
㉙	638	寛延4年9月14日	1751	公家	藤谷為香	兼雄	当流神道相伝	e	宜任天神地祇八百萬神之照覧者盟誓如件、	無	無	正三位	国
㉚	636	寛延4年9月14日	1751	公家	萩原兼武	兼雄	当流神道相伝	e	宜任天神地祇八百萬神之照覧者盟誓如件、	無	無	従三位	国
㉛	640	寛延4年9月14日	1751	公家	萩原兼領	兼雄	当流神道相伝	e	宜任天神地祇八百萬神之照覧者盟誓如件、	無	無	従三位	国
㉜	吉61-17	寛文5年12月29日	1665	吉田家臣	大角左平太・鈴鹿内膳・鈴鹿石見守	なし	吉田兼連への忠誠	f	右之条々雖為一事於致違犯者、蒙天神地祇殊仁波神祇官斉場所吉田社之御罰可申候、仍誓紙如件、	有	無		天
㉝	吉61-17	寛文11年5月25日	1671	吉田家臣	鈴鹿連直	鈴鹿采女・大角主水	兼従から受けた秘伝は口外しない	f	若於違背は可蒙天神地祇殊仁波吉田社之神罰者也、仍誓紙之旨如件、	有	無		天
㉞	505	享保16年11月20日	1731	吉田家臣	卜部兼久	なし	諸事伝授	その他	若此旨於令違背者可奉任神明之照覧仍而神文如件、	有	無	従五位下・吉田社禰宜	国
㉟	689	元文2年2月1日	1737	吉田家臣	松岡雄淵	鈴鹿豊後守・鈴鹿周防守・鈴鹿筑前守	学頭就任	その他	自誓于神明欲献赤心矣、	有	無	神祇官学校頭	国
㊱	753	元文5年11月18日	1740	吉田家臣	上田末則	大角主計・鈴鹿内膳・鈴鹿嘉内	斎場所内陣の様子は口外しない	その他	於令違背者、可蒙天神地祇殊仁波産神之御罰者也、仍神文如件、	無	黒印	斎場所修理	国
㊲	685	延享元年9月4日	1744	吉田家臣	松岡雄淵	なし	吉田家代々の記録・秘伝等について他言しない	その他	若於令違背者、可蒙天神地祇殊仁波熱田大神宮之御罰者也、仍而神文如件、	有	朱指判		国

㊳	690	宝暦4年5月	1754	吉田家臣	中臣正治	なし	写したものについて他言しない	その他	四所太明神之神罰冥罰各可蒙者也、	無	無	宣命書	国
㊴	691	文久2年8月5日	1862	吉田家臣	山田美濃介	家老中	勧請物調進御内之儀伝授	その他	若於違背者、可奉蒙神祇之御罰候、依而誓状如件、	有	無		国
㊵	「翁大事御相伝人数書」	明和9年8月3日	1772	能役者	観世元章	吉田役人中	翁大事相伝	C	若於令相違者、可蒙天神地祇殊仁波氏神之御罰、仍誓約之状如件、	無	判		翁
㊶	「宮沢安通上京日記」	寛政6年3月26日	1794	神主	国處某名乗	松岡雄淵	神道相伝	その他	於相背者、日本大小神祇之御罰可相蒙者也、	有	無	誓詞雛形	神
㊷	「享和元年藤原吉伴継目上京記」	享和元年2月	1801	神主	岡野左近大夫	本所役人中	陰陽行儀幷数箇条相伝	その他	若於違背者蒙天神地祇・殊仁波大虫大明神之御罰者也、仍而神文如件、	無	印		橋
㊸	吉46-45	文政9年7月23日	1826	能役者	観世清長	吉田役人中	翁大事相伝	C	於違背者、天神地祇・殊仁波氏神之可蒙御罰候、仍為後證神文如件、	有	黒印		天
㊹	633	宝暦10年5月	1760	その他	菅原氏女	なし	十八神道行法伝授	b	若於違約者、可蒙天神地祇之御罰候、仍誓約如件、	無	朱印		国
㊺	639	寛延4年10月19日	1751	その他	重年	鈴鹿周防守	当流神道相伝	f	宜任天神地祇八百萬神之照覧者盟誓如件、	無	拇印		国
㊻	637	宝暦5年5月2日	1755	その他	實瑩	兼雄	当流神道相伝	f	宜任天神地祇八百萬神之照覧者盟誓如件、	無	無		国

［註］ 国…國學院大學図書館所蔵 吉田神道関係近世文書
天…天理大学附属天理図書館所蔵 吉田文庫
翁…天野文雄『翁猿楽研究』（和泉書院・1995年）
神…『神道大系論説編九 卜部神道（下）』（神道大系編纂会編・1991年）
橋…橋本政宣「吉田神道伝受の上京日記」（『國學院雑誌第104巻第11号』・2003年）

玉宝印などの護符に書かれたものは一通も無かった。

表にあげた誓詞のうち吉田家家臣が提出した誓詞（㉜～㊴）は、宣命書で書かれていたり（㊳）、神文に勧請されている神名が豊富であるなど、書式がバラエティに富んでいる。吉田家に出された誓詞は、差出人の身分ごとに書式がゆるやかにせよ定まっていた傾向があるなかで、吉田家家臣の誓詞は画一的ではないため、個々の自由裁量によって書かれた可能性がある。なお、差出人と書式の関係については後で改めて触れる。

続いて計五通に捺された朱指判の概要を見ていこう。朱指判の捺された五通（①③④⑤㊲）は寛文八年（一六六八）から延享元年（一七四四）の間に書かれており、このうち四通（①③④⑤）は肥前佐賀藩藩主鍋島光茂（寛永九年（一六三二）～元禄十三年（一七〇〇））・綱茂（承応元年（一六五二）～宝永三年（一七〇六））父子の誓詞で、一通のみ（㊲）垂加神道家で、のち吉田家の学頭に転じた松岡雄淵（元禄十四年（一七〇一）～天明三年（一七八三））の誓詞である。五通の指判はいずれも左右の指各一本の指先約二センチ前後に朱をつけて花押に重なるように二本並べて捺されており、朱指判には一定の捺し方が存在していたことがうかがわれる。[6]

以上が吉田家に差し出された誓詞と朱指判の概要であるが、改めて朱指判について考えてみると、五通のうち四通までが鍋島光茂・綱茂父子の誓詞に捺されているため、朱指判は鍋島家固有の判であったのではないか、との疑問が生じる。或いは、垂加神道家であった松岡雄淵の誓詞にも捺されていることから、垂加神道の誓詞に同様の判があるのではないか、とも考えられる。そこで、朱指判の淵源を知るために、光茂・綱茂・松岡雄淵の誓詞についてさらに検討していくが、本題に入る前に検討の便宜を図るため、吉田家への誓詞はどのように書かれたかを確認しておきたい。

2　吉田家に差し出された誓詞はどのように書かれたのか

吉田家への誓詞は、基本的には案文や雛型が吉田家から示され、それに基づいて書かれたと考えられる。たとえば寛政六年（一七九四）、武蔵国多摩郡岩走神社神主宮沢安通は産土神である岩走大明神の神階を受けるため吉田家を訪れているが、その折に記した日記には、吉田家へ提出する誓詞雛型が記されている。[7] 日記には安通がこの雛型をどこから手に入れたかについては記されていないが、安通が「雲州、肥前州、備後州神職」などの吉田家への誓詞を代筆してやっている記事が散見するため、（三月廿日・同廿五日・四月五日条）吉田家から神階や行事伝授を得る際提出する誓詞には、寛政六年段階では一定の雛型が出来あがっており、それにしたがって誓詞が書かれたものと思われる。また享和元年（一八〇一）越前国丹生郡大虫神社神主岡野吉伴は跡目継承と諸行事等の伝授のため吉田家を訪れているが、その際提出する誓詞の雛型を吉田家玄関で受け取っている。[8] これらの事例を勘案すると、寛政年間には、地方神主が提出する誓詞は吉田家から示された雛型に基づいて書かれたことは確実で、このような誓詞の作成、提出の手順はおそらくもっと以前から制度化されていたと考えられる。

大名や公家も、おおむね神主たちと同じ手順（吉田家から誓詞案文提示→差出人が誓詞を作成→提出）で誓詞を提出したようである。たとえば鍋島光茂は、元禄五年（一六九二）四月に吉田家に宛てた「覚」（吉田文書六二七号）のなかで、「拙者神文之寫、去年鈴鹿石見守より寫被相越候得共」と述べており、元禄五年（一六九二）には光茂へ吉田家家老鈴鹿石見守から誓詞案文が渡されていることが確認できる。表の「神文の型」らんを見ても、大名・大名家臣の神文はa・b・c・その他の四パターン、公家はd・e・その他の三パターンにほぼ大別でき、個人が自由に神文を選んだわけではないことが察せられる。[9] 特に大名・大名家臣の神文は、享保六年（一七二一）以降はすべてb・c

のどちらかの神文となり、例外がないため、吉田家では武士に差し出させる誓詞の制度が、享保六年（一七二一）頃までには整ったものとみられる。神文にいくつかのパターンが見られるのは、吉田家では差出人や出身国別に担当者を定めていたため、担当者ごとに若干文言の異なる神文案が提示され、このような結果となったのだろう。また、残された原本を見る限り、吉田家から案文を示されても、差出人は一字一句違わず書く、と言った厳密さは求められなかったようだ。たとえば⑥⑧⑨の「その他」に分類した神文は、実はb・cに極めて近い神文である。これらは、b・cの案文を吉田家から示されたにもかかわらず、正確に写さなかったためにb・cと微妙に異なる神文になったのかもしれない。

吉田家の誓詞案文は、身分ごとに異なった書式であったようで、神文・署判・宛名は身分ごとにそれぞれ違っている。大名及びその家臣はすべて花押を据えているが、公家はすべて署名だけである。宛名は大名・公家は吉田家当主宛てだが、大名家臣・地方神主・能役者などはすべて家老・学頭宛である。さらに、注目したいのは、神文である。大名の神文が、鍋島光茂・綱茂の五通（①③④⑤）と加藤泰常の一通（⑦）を除き、基本的には天神地祇・氏神の罰を蒙るとした自己呪詛文言であるのに対し、公家の神文は祖神・神明の照覧を仰ぐ、といった内容が多く、自己呪詛文言は少ない。この点についても後述する。

3　鍋島光茂・綱茂の誓詞

鍋島光茂・綱茂の誓詞は、寛文八年（一六六八）から元禄五年（一六九二）の間に書かれており、吉田文書に残る誓詞原本の中では最も古い部類に入る。しかもそれらは光茂の誓詞原本二通・写一通、綱茂の誓詞原本三通の、計六

通に及び、光茂・綱茂父子は今のところ吉田文書誓詞の中で一番多くの誓詞を残している。

光茂・綱茂父子の神道伝授に関する研究はあまり行われておらず、その実態は明らかではないが、[10] 幡鎌一弘氏の研究チームが作成された天理大学附属天理図書館所蔵「御広間雑記」のインデックスによれば、慶安三年（一六五〇）～延宝元年（一六七三）、元禄十二年（一六九九）～宝永七年（一七一〇）の期間、光茂・綱茂父子はかなり頻繁に吉田家に使者を派遣しており、神道伝授に対する光茂・綱茂父子の熱意がうかがわれる。[11]

光茂・綱茂父子の朱指判を据えた誓詞四通は、次のようなものである。（冒頭の①③④⑤は表の番号。カッコ内の漢数字は吉田文書史料番号。人名は筆者による）

①　寛文八年（一六六八）二月十九日鍋島光茂起請文（六二三号）

起請文前書之事、

神道此已前萩原殿ニ而承候儀、誰へ茂傳授不仕候、勿論貴様より承候事、於已来倅信濃守へ茂聊申聞間敷候、然者、家来山村内匠助儀、水野中務江遣候娘（水野忠直）江相付、江戸江差越候此中へ拙者江之為聞次、彼者江被仰聞候神道一通り之儀、縦親子たり共傳授之儀者不及申、一生涯咄ニも曽而口外不仕様ニと堅誓紙申付候間、旁可御心易候、此一筆此中何角延引候、今度内匠差上候付而、乍序如斯候事、

右之意趣於相違者、両神殊仁波氏神御照覧之所也、仍如件、

寛文八年二月十九日　　肥前四位侍従光茂（花押・朱指判）

吉田侍従殿（兼連）

③　延宝元年（一六七三）十二月廿一日鍋島綱茂起請文（六三二号）

神道御傳授之趣、聊口外仕間鋪候、於相背者、両神殊者氏神御照覧之處、仍起請如件、

延寶元癸丑歳十二月廿一日　　従四位下行信濃守藤原綱茂（花押・朱指判）

吉田侍従殿（兼連）

④ 延宝三年（一六七五）十二月吉曜日鍋島綱茂起請文（六二八号）

和歌三神御傳授御切紙之趣、聊他見口外仕間鋪候、於相背者、両神殊者氏神御照覧之處也、仍起請如件、

延寶三乙卯年十二月吉曜日　　従四位下行信濃守藤原綱茂（花押・朱指判）

吉田侍従殿（兼連）

⑤ 延宝三年（一六七五）十二月吉曜日鍋島綱茂起請文（六五一号）

八雲神詠御傳授御切紙之趣聊他見口外仕間鋪候、於相背者、両神殊者氏神御照覧之處也、仍起請如件、

延寶三乙卯十二月吉曜日　　従四位下行信濃守藤原綱茂（花押・朱指判）

吉田侍従殿（兼連）

なお、光茂には、①と同年月日付で、朱指判のない誓詞②も存在する。②については説明する必要があると思われるので、全文を次にあげる。

② 寛文八年（一六六八）二月十九日鍋島光茂起請文（六二四号）

起請文前書之事、

神道此已前萩原殿ニ而承候儀、誰江茂傳授不仕候、勿論貴様より承候事、於已来倅信濃守江茂聊申聞間敷候事、

右之意趣於相違者、両神殊仁波氏神御照覧之所也、仍如件、

寛文八年二月十九日　　肥前侍従光茂（花押）

吉田左兵衛督殿

同年月日付の①と②は、現在「上」と上書きされた包み紙に一緒に包まれて保管されているが、包みの折り目は当初のものとは違うように思われ、また封じ目に記された〆の印も重ならないため、初めからこの包み紙に①と②が同封されていたかどうかはわからない。②は①の後半部分をすべて省略した内容で、①が「吉田侍従殿」宛であるのに対し、「吉田左兵衛督殿」宛となっている。①②の書かれた寛文八年（一六六八）二月十九日当時、吉田家当主兼連は従五位上侍従であり、左兵衛督となるのは貞享元年（一六八四）十二月十三日からである。[12] したがって、①の宛名は吉田兼連、②の宛名は吉田姓を名乗る、兼連以外の人物、ということになる。前書には「勿論貴様より承候事、於已来倅信濃守江茂聊申聞間敷候事」とあるので、「左兵衛督」は光茂に神道の伝授を行いうる人物となり、寛文八年当時その可能性があるのは、神道行儀について萩原兼従から伝授を受けた鈴鹿左京（中臣和之）の子鈴鹿石見守連直と、萩原兼従の養嗣子員従、まだ存命であった先々代吉田家当主兼英、といったところであろうか。だが、吉田家家老衆である鈴鹿連直を光茂が「吉田左兵衛督」と呼ぶ、または書き誤るとは到底考えられない。一方萩原員従は寛文八年時点では左衛門佐、吉田兼英はすでに隠居の身で、右衛門佐で終わった人物である。つまり、寛文八年当時「左兵衛督」を任官している人物は吉田・萩原両家には存在せず、現時点では左兵衛督が誰なのか不明とするしかない。ただ、②には朱指判が据えられていないが、光茂は元禄五年（一六九二）以降は朱指判を据えないと思われるので（後述）、貞享元年（一六八四）の兼連の左兵衛督任官後に光茂が②を年次を遡って誓詞を作り直した可能性もなくはないが、

そこまでする理由がどこにあったのか、理解に苦しむところである。①と②は宛名の違いから朱指判と花押の使い分けがなされた可能性があり、②は朱指判を考える上で重要な史料である。しかし、残念ながら、宛名人を比定することが出来なかったので、今回の検討から除外することにする。②については、今後の課題としたい。

それでは、改めて光茂誓詞①から検討をしていこう。①には「神道此已前萩原殿ニ而承候儀、誰へ茂傳授不仕候、勿論貴様より承候事、於已来倅信濃守へ茂聊申聞間敷候」とあり、「萩原殿」＝萩原兼従と「貴様」＝吉田兼連から受けた伝授については、誰にも口外しないことを誓っているが、伝授内容についてはただ「神道」とあるばかりで具体的に記していない。

光茂は万治二年（一六五九）春ごろから種々の神道伝授を受けており[13]、万治三年（一六六〇）一月二十九日には萩原兼従から吉田神道の基本経典のひとつ「名法要集」を得、また同年六月二十五日に和歌三神・三聖相伝を伝授されている[14]。萩原兼従は、天正十八年（一五九〇）吉田兼治の長子として生れ、祖父兼見の養子となって萩原を称し、豊臣秀吉を祀る豊国社社務職となった人物である[15]。万治二・三年は萩原兼従の最晩年に当たるが、未だ幼少の吉田家当主兼連に代わって兼従が実質的に吉田家を支えていた。万治三年の「中臣和之日記」（家臣鈴鹿左京の日記）には、兼従が行法の伝授を担当し、伝授切紙には唯一神道五十三代卜部兼従として兼連とともに連署し、伝授の正当性を補完している様子が記されている[16]。光茂は万治三年四月から六月にかけて家臣山村伊左衛門（内匠助）を京都に駐在させ、自分の代理として兼従から神道を学ばせており、山村の吉田家訪問は「御広間雑記」に記載されているだけでも二十三回に及ぶ。「中臣和之日記」には、万治三年（一六六〇）五月十二日、佐賀へ帰国するため伏見に到着した光茂へ兼従から使者が派遣されたり、光茂と兼従が互いに進物を贈り合う様子が記録され、光茂と兼従の親密さがうかがわれる。

兼従は万治三年（一六六〇）八月十三日に死去するが、光茂は同年十二月、兼連から八雲神詠の伝授を受けたあと、[17]しばらく吉田家とは疎遠になったようである。「御広間雑記」に光茂の使者訪問の記事が再び出てくるのは寛文二年（一六六二）であるが、同年の使者訪問は二回に過ぎず、頻繁な交渉が再開されるのは、兼従の死から七年後の寛文七年（一六六七）六月まで待たなければならない。[18]①の書かれた寛文八年二月十九日は、まさしく光茂が吉田家との交流を再開した時期にあたり、①は兼従に代わって兼連から新たに神道を学ぶため、光茂が改めて提出した誓詞と位置づけることができる。前書の中で自らの代理として派遣する家臣山村内匠助についても詳しく言及しているのは、山村が今後光茂への伝達役として神道伝授に深く関わることになるからであろう。[19]

次の綱茂の誓詞③④⑤は、④和歌三神・⑤八雲神詠の奥義を伝授された際に吉田兼連に提出した誓詞である。③は、ただ「神道」とあるばかりで、具体的に何を伝授されたのか文面からはよくわからない。しかし、父光茂が寛文九年（一六六九）、家臣山村内匠を通して十八神道・宗源行事・神道護摩の三壇行事の伝授を受けた翌年、吉田家に使者を送り「山村の神道伝授」に関して礼を述べた、と「御広間雑記」に記されているので、[20]三壇行事の伝授を「神道伝授」と表現したのかもしれない。

①③④⑤は神文がほぼ同文で、「両神殊仁波氏神御照覧之所也」と書かれている。また、四通すべてに同じ作法で朱指判が捺してあるので、前項で検討した吉田家への誓詞の書き方に従えば、神文は吉田家から光茂・綱茂父子へ提示されたことになり、朱指判も神文同様吉田家からの指示があったと思われる。確かに光茂は前述したように、元禄五年（一六九二）には鈴鹿石見守から誓詞案文の提供を受けており、このころには誓詞を書く際、吉田家から誓詞案文が提示されたことは確認できるが、正確に言えば元禄五年以前については不明である。加えて、①③④⑤の誓詞書式（朱指判を伴い、神文に「両神」を勧請し、「照覧」の文言を使う）と、⑦を除く⑥以下の諸大名の誓詞書式（花押の

みで、神文に自己呪詛文言（「神罰を蒙る」など）を使う）は大きな相違があり、異質な印象を受ける。以上の理由から、光茂・綱茂父子の誓詞①③④⑤は、本当に吉田家からの誓詞案文に基づいて書かれたものなのか、一度検討する必要があるだろう。

まず神文から考えていこう。光茂は「両神（イザナギ・イザナミ）」を勧請した神文で誓詞を書いたことがあっただろうか。現在筆者が確認している光茂の誓詞は、徳川将軍に提出した代替り誓詞と、寛文二年（一六六五）三月二十二日付・貞享三年（一六八六）三月二十一日付の中院通茂宛誓詞[21]であるが、結論から言えば、この中に「両神（イザナギ・イザナミ）」を勧請した神文は一通も無い。

代替り誓詞神文は、御成敗式目末尾に付けられた、江戸幕府公式神文ともいうべき「式目神文」である[22]。中院通茂宛の寛文二年誓詞は、中院通茂の尽力で光茂の和歌に後水尾院の勅点を賜ったことを感謝し、今後更に歌道に精進することを誓った誓詞であり、光茂の感激が伝わってくるような、書状に近い誓詞である。一方貞享三年誓詞は、伝授された「古今集一部之説」を口外しない旨を誓ったもので、それぞれ神文は、寛文二年誓詞が京の霊社を勧請し、現世と来世に蒙る罰を記した霊社起請文神文[23]、貞享三年誓詞は「若於違背者、大日本国神祖神幷天満天神梵尺四王、殊和歌両神之冥罰忽光茂身上可罷蒙者也、仍誓状如件」となっている。貞享三年誓詞の神文には「和歌両神」の文言があるが、「イザナギ・イザナミ」を指すのではなく、「和歌両神」すなわち住吉明神・玉津嶋明神を指しているとみられる。中院文書には「古今伝授之時之誓状案」と書かれた案文が存在し、その神文は光茂の貞享三年誓詞と同文である。つまり、光茂は中院家から示された案文に従って、貞享三年の「古今集一部之説」伝授の誓詞を書いたと考えられる。江戸時代前期には、芸能を家職とし、秘伝伝授に際して誓詞を書かせた家々では、家としての誓詞書式を定め、書かせるというやり方が一般化していたとみられる。一方、寛文二年誓詞は、秘伝伝授に際しての誓詞ではなく、光

茂の中院通茂への感謝の念から出た個人的突発的な誓詞であり、案文がなかったため、光茂が自らふさわしいと選んだ神文によって書かれたものと考えられる。たとえば、この誓詞の端作り文言（冒頭の事書）は、「再拝々々敬白天罰霊社起請文前書之事」だが、これは戦国時代以来の鍋島家の伝統的な端作り文言である。鍋島家は起請文を重視する家風で[24]、戦国時代以来の作法がいくつか存在するが、この端作り文言「再拝々々敬白天罰霊社起請文前書之事」もそのひとつである。鍋島家当主は家督相続した場合、同時に長崎の警護である長崎番役も引き継ぐことになるため、将軍に家督相続兼長崎番役就任起請文を提出したが、その起請文の端作り文言には戦国以来のこの端作り文言「再拝々々敬白天罰霊社起請文前書之事」を必ず記す習わしだった[25]。したがって、この端作り文言を使って書いた寛文二年誓詞書式は鍋島家の伝統的な誓詞書式と考えられ、長文な霊社起請文神文を使用しているのも、こうした理由からだろう。光茂が案文なしで誓詞を書くとすれば、寛文二年誓詞のような書式になるはずで、自家では使わない「両神（イザナギ・イザナミ）」を勧請した神文を使用することはほぼないといえる[26]。

では、朱指判はどうだろうか。戦国以来の鍋島家の血判に関する作法に、名乗り全体に血をつける、という作法はあり、宝暦十一年（一七六一）に鍋島家臣が家中起請文に据えていたことが確認できるが[27]、朱指判については管見の限りでは確認できなかった。また、朱指判が捺された最後の誓詞＝延宝三年（一六七五）の綱茂誓詞（④・⑤）から実に六十九年後にあたる延享元年（一七四四）に吉田家学頭松岡雄淵が同じ形状の朱指判を据えていることから、朱指判を光茂・綱茂父子が発案したということはありえないと考えている。神道に強い関心を寄せていたとはいえ、光茂・綱茂は一大名に過ぎず、鍋島家と特につながりがあった形跡の見られない松岡雄淵が、六十九年の時を超えてわざわざ朱指判を真似したとは考えにくい。また、もし光茂・綱茂の朱指判が広く知られていたとしたら、雄淵の誓詞が書かれる延享元年（一七四四）までに真似をして朱指判を据える人物がいてもよさそうだが、そのような例は一例

も認められない。

以上、①③④⑤に吉田家からの案文の提示があったのかどうかを検討してみたが、光茂・綱茂らが独自の書式で誓詞を書くとすれば①③④⑤とは別の書式となる可能性が高く、①③④⑤には、やはり吉田家からの案文提示があったものと結論付けたい。朱指判と「両神」を勧請した特異な神文は、吉田家から光茂・綱茂へ提示されたものと確定して、検討を進めよう。

4　松岡雄淵の誓詞

松岡雄淵（忠良）は、元禄十四年（一七〇一）代々尾張熱田社の祠官を務める家に生まれ、のち神道家吉見幸和・若林強斎に学び、玉木正英から垂加神道諸伝を伝授された人物である。[28] 垂加神道家として高名であったが、享保十八年（一七三三）師玉木正英を批判したことで破門となり、その後元文二年（一七三七）、吉田兼雄の招聘によって吉田家学頭に就任した。朱指判を捺した雄淵の誓詞は、次の通りである。

㊲　松岡雄淵誓詞（六八五号）

包紙上書「神文　雄淵　上」

誓約之事

今度　主上江神道御傳授幷中臣祓御講等之儀御沙汰有之ニ付、雄淵被召寄　御当家御代〻之御記録其外御傳来之諸抄秘傳口決等之趣以御考御内講御吟味之上可有討論之旨奉畏候、右之節承申候御家傳秘決之趣、旦拝見申候諸書

物之儀等、雖一事雄淵一身之外曽以他言仕間敷候、尤愚存之趣聊不残心底可申上候、若於令違背者、
可蒙　天神地祇殊仁波　熱田大神宮之御罰者也、仍而神文如件、
延享元年九月四日　松岡下総
尾張雄淵（花押・朱指判）

延享元年（一七四四）当時の吉田家当主兼雄は同年九月七日、桜町天皇に神道伝授を行ったが[29]、それに先んじて雄淵に吉田家に伝わる諸秘伝秘訣について研究するよう命じ、雄淵が了解した際提出したものが右の誓詞であろう。拝見した吉田家の秘伝口決については生涯口外しないことを天神地祇と熱田社に誓い、鍋島光茂・綱茂同様の朱指判を捺している。神文に「熱田大神宮」と記されているのは、雄淵が熱田社祠官家の出身のためと考えられる。

松岡雄淵は垂加神道家玉木正英から諸伝を伝授されており、垂加流の誓詞を提出していることは確実であるので、念のため垂加神道の誓詞に朱指判はあるかどうかを確かめておこう。垂加神道の誓詞は『神道大系論説編十二　垂加神道（上）』で出雲寺家所蔵の入門誓詞全十通を、『書の日本史　第六巻』で正親町実連に提出された中山愛親の伝授誓詞一通を確認することができる[30]。提出年次は延宝四年（一六七六）から明和五年（一七六八）である。これら十一通の誓詞署判は、ハンコと花押を据えた誓詞が二通、花押のみが八通、署名だけ一通となり、血判・指判を据えた誓詞は一通も無い。また、垂加神道家の谷秦山が「秦山集十五　雑著甲乙録一[31]」で「垂加社門人神文三條、（以下略）右條々任神明之照覧、不可違背者也、年月日、姓名墨判、」「血言阿世、神之所忌故、神文墨判而已、無血判、」と述べていることから考えても、垂加神道では血判や指朱判は誓詞に捺されなかったとほぼ確定できる。このことからも、雄淵の捺した朱指判は、光茂・綱茂と同じように、吉田家の作法にのっとって捺されたと考えるべきであろう。

では、その吉田家の朱指判の作法とはどのようなものだったのだろうか。次にこのことを考えてみたい。

5　萩原兼従と朱指判・「両神」勧請の神文

朱指判と吉田家の署判の作法との関係を考える上で重要な史料があるので、以下にあげる。霊元天皇の議奏であった東園基量の貞享三年（一六八六）十一月の日記（「基量卿記」）である。（カッコ内は筆者による。）

（貞享三年十一月）十三日
一萩原・桑原近習一紙之義、申渡了、明日於柳原可書進由申付了、
十四日（中略）
一萩原・桑原一昏於柳原亭各列座、見血判、如去夏也、萩原依神職、血判之義辞申、於吉田家以手形為誓由也、則以左右脂（指）塗黒、押之、如血判、此度此通、於桑原令血判了[32]、

貞享三年（一六八六）十一月、霊元天皇は自分と皇太子（のちの東山天皇）への忠誠を誓わせるため、関白を始め議奏・近習の廷臣たちに血判起請文を提出させたが、右は共に近習であった萩原兼従の養嗣子員従と桑原長義が、武家伝奏柳原資廉邸で起請文を提出した際の記録である。員従は「神職」であることを理由に血判を拒み、「於吉田家以手形為誓」と述べている。そのうえで左右の指に墨を塗って血判のように捺した。指判の形状は不明だが、「以左右脂（指）塗黒、押之、如血判」とあるから、手形ではなく血判のように見える指の判であったと思われ、まさに吉田文書誓

詞に見える朱指判に近いものだったことが予想される。

「於吉田家以手形為誓」との作法が、いつごろ成立したのかはよくわからない。「基量卿記」に記された員従の主張には、手形や指判を前代以来の吉田家の作法として強調する気配が感じられるが、江戸時代以前、吉田家が血判に代わるものを発案せざるを得ない機会があったとすれば、それは起請文を多用した豊臣政権の時期であろう。だとすれば、手形は豊国神社社務であった兼従の発案による可能性が高い。そして、まさに兼従が血判の代わりに手形を捺した起請文が現存している。

この起請文は熊本細川家家臣で、能の家でもあった金春流中村家に代々伝えられてきたもので、兼従の起請文原本は、管見の限りではこの一通しか現存しておらず、大変貴重なものである。中村家文書は現在熊本市指定有形文化財に指定されているが、当主中村勝氏のご厚意により詳しく拝見することが出来たので、紹介を兼ねて以下に全文と写真（31頁）を示したい。

萩原起請文（中村家文書四二号）

（包紙上書）「中村少兵衛殿　萩原」

起請文前書之事、

御能別而執心存、致稽古度ト、種々熟望申候處、可有相伝之段、偏過分存候、紙面之通、少モ非偽、幷妄他言為申間敷誓紙ヲ以申入候、

一、能之習与在之儀者、縦雖為親子兄弟相弟子、我等一代之間心中之外一人ニモ他言相傳申間敷事、

一、我等不致執心而貴殿如在有之様申間敷事、

一、貴殿於影後、能之嘲萬端疎畧仕間敷事、
右之旨毛頭於相背者、伊弉諾伊弉冊（ママ）両神之御罰可罷蒙者也、仍起請文如件、
寛永六巳歳二月吉日　萩原
卜部□□（兼カ）（花押）

※一紙目（白紙）と二紙目（那智滝宝印）の継ぎ目から二紙目にかけて朱の両手形が押されている。

右の宛先中村少兵衛については、表章氏による詳細な研究がある。[33] 表氏によれば、中村家の初代少兵衛（勝兵衛）は実名政長。おおむね天正元年（一五七三）ごろ生まれ、長じて豊臣秀吉の斡旋により金春安照に入門し、金春流の能を学んだ。少兵衛は安照に可愛がられ、また稽古に精進したようで、慶長九年（一六〇四）秘曲関寺の相伝を受けたのを始めとしていくつかの秘伝を伝授された後、慶長十五年（一六一〇）に安照から師家としての印可を与えられた。能役者としての少兵衛の技量は四座の役者たちにも広く知られたほどであり、そのため、金春流を贔屓にしていた加藤清正に士分格の待遇で召し抱えられた。少兵衛は寛永三年（一六二六）ごろ家督を嗣子正辰に譲り、加藤家を致仕したと思われ、その後は江戸・京都・下関・九州を往来し、諸大名や有力武士に能を指南して回る生活を送る。寛永四年（一六二七）から六年（一六二九）にかけての年次を持つ、少兵衛への能入門の起請文が中村家に数多く残されているのはこのためである。寛永九年（一六三二）、加藤家が改易となると、少兵衛嗣子正辰は主家を失うが、能を通じて少兵衛と親しかった細川忠利に厚遇で召し抱えられ、以後中村家は細川家家臣として明治維新を迎えることとなる。

表氏は萩原兼従と中村少兵衛との関係について、兼従が細川家と姻戚関係にあったため生じた、と指摘しておられ

る。兼従は細川藤孝（幽斉）の娘を母としており、忠利とはいとこにあたる。中村家でも、享保十一年（一七二六）二月に、少兵衛の子孫庄右衛門正智[34]がまとめた「翁伝授書」（中村家文書一一三号）に「萩原兼従卿より翁之神道御聞被成度由、曽祖父方江　三斎公を御頼ニ而御尋意被申候、曽祖父申上候者、至極秘伝之儀ニ而御座候間、御神文無御座ニて者難申上段御請申上候處ニ、兼従卿より御神文被為拝領、翁之神道不残御相伝申上候、吉田之兼治卿者、幽斎公之御聟ニ而御座候故、三斎公茂右之御縁ニ而兼従卿ニ茂御心安被遊候、右兼従卿之御神文尓今所持居申候、世上ニ用ひ候神文とハ違、伊弉諾伊弉冊尊（ママ）の御はつをかうむるべきとの御神文ニ而、左右乃御手の裏に血を被付御神文に御押置れ候」とあり、萩原兼従が姻戚である細川三斉（忠興）を通じて少兵衛へ翁之神道（翁大事）の伝授を乞うた、と伝えている。萩原起請文はまさにこの時兼従が少兵衛に提出した起請文なのである。

兼従の起請文が中村家に存在する経緯は以上であるが、次に書式の詳細を見てみよう。料紙は二紙からなり、誓約内容である前書は白紙（タテ二五・三センチ、ヨコ二十五・六センチ）に書かれ、神文は左上に貼り継がれた那智滝宝印（タテ二十三センチ、ヨコ二十八・二センチ）に書かれている。署判は署名と花押のみで血判は無く、紙継ぎ目から二紙目にかけて朱の両手形が捺されている。手形の大きさは、右手中指から手のひら付け根まで約一七センチ、左中指から手のひら付け根まで約一八センチ、左手のひらの幅は約八センチである。右手のひらは紙継ぎ目にかかっていたため計測できなかった。那智滝宝印には図様中央の「印」部分に「日本大一」と白抜きで刷り込まれているが、那智滝宝印では江戸初期は「日本大一」、中期以降は「日本第一」が一般的になっていく傾向があるので、この傾向とまさに合致する。署判は「萩原」と大きめの文字で書き、改行し「卜部□□（兼カ）」と記したうえで花押を据えている。「兼」の下にもう一文字書かれていると思われるが、花押と重なって判読できない。兼従の署判は佐賀実相院文書で二例確認できるが、何れも萩原起請文と同じ書き方であり、花押の形状も似通っている。[35] 中村家文書の萩原起請文は、

伝来の経緯、料紙に使用された那智滝宝印の作成予想年次、署判の形式、花押の形状、のどの点からみても兼従の起請文として納得できるものと思われる。

中村家に所蔵される萩原起請文の朱の手形によって、議奏東園基量に「於吉田家以手形為誓」と述べた員従の主張は正しかったことが証明された。ただしそれは正確に言えば、「萩原家においては手形を以て誓いと為す」ということであり、「兼従の作法」というべきものだったのかもしれない。員従はそれをあえて、「吉田家の作法」として強調したのはなぜだろうか。

山口和夫氏はこの点について、員従が「血判を避け手形を据えて起請した」と述べ、据えたのは手のひら全体を捺す「手形」としたうえで、「江戸時代の新家もまた、自我を確立する基盤を家職と系譜に求めた」と指摘しておられる。[36] 筆者は前述したように、員従が捺したのは手形ではなく左右の指の判と解釈しているので、この点は山口氏と見解が若干異なるが、山口氏の指摘に同感である。員従は吉田家の作法を強調し、自らもそれを行うことで、吉田家分家としての萩原家の立場と権威を高めようとしたのではないか。また、員従が「於吉田家以手形為誓」とことさら強調したのは、対外的には萩原家は吉田家の一員であることを強調したかったためであろうが、吉田家内に対しては、兼従の作法を吉田家の作法として再認識させる効果を期待していたのではないだろうか。兼従死去からおよそ二十六年がたち、幼かった吉田家当主兼連が教学・行法両面での返伝授を受け自立を遂げていく中で、吉田家内での萩原家の立場は微妙なものになっていったのではないか。それゆえ、員従はわざわざ「吉田家の誓いのしるしは手形である」と兼従の作法を吉田家の作法として改めて強調し、そのうえで指判を捺したと考えられる。

なぜ員従が手形そのものではなく指判を捺したか、という点については、今のところ想像の域を出ないが、実務的な理由からではないかと考えている。すなわち、霊元天皇期の起請文提出では式次第が一応の完成をみており、案文

を渡される―起請文を作成し武家伝奏邸を訪れる―議奏列座のもと提出儀礼がおこなわれる―といった、幕府起請文儀礼によく似た式次第が確定している。[37] 提出する人数も多い場合があり、[38] 儀礼の滞りない進行や、見苦しくない所作が求められたものと思われる。このような儀礼の中で、手のひら全体に墨をつけて捺す「手形」では、準備にも後始末にも時間がかかり過ぎるうえ、衣服や畳を汚す恐れもあり、起請文提出の儀礼の場にはふさわしくない所作だったのではないだろうか。加えて、江戸時代に入ると武家社会では血判は程よい大きさが好まれるようになり、豊臣政権下でみられたような巨大な血判は見られなくなっていくが、[39] こうした時代の趨勢から、員従が手形ではなく通常の血判に近い指判を据えたのではないかと考えている。

以上のことから、吉田家には「以手形為誓」とする作法が存在したが、それは萩原兼従に淵源を持つものであり、この作法に基づいて指判が生まれていったと考えられる。指判は、兼従自身が考案したものか、それとも員従や吉田家家臣たちによって考案されたものなのかはわからないが、吉田家内部では書式として成立していたとみられる。

神道の世界では起請文に血判は据えないものとされ、江戸時代中期にはそれは一般常識となっていたと思われるが、[40] 江戸時代初期の吉田・萩原家では血判に代わるものとして手形や指判が捺されており、光茂・綱茂もその作法に従ったのではないかと思われる。前述したように、江戸時代初期（十七世紀後半）に吉田家に提出された誓詞は光茂・綱茂のものしか現存せず、この時期の朱指判の事例が光茂・綱茂の誓詞にほぼ限定されるが、同じような朱指判が、今は失われてしまった他大名の誓詞にも捺されていただろうと予想している。

朱指判が兼従ゆかりのものとすると、光茂・綱茂の誓詞に書かれている「両神」を勧請した神文と、兼従起請文の「イザナギ・イザナミ」を勧請した神文についても、その共通点が気になってくる。熊本市教育委員会による目録によれば、中村家には起請文・誓詞が二十九通所蔵されているが、全文書を調査された表氏は、萩原起請文神文について

「異例のもの」と述べておられる。[41] また、前述の中村少兵衛の子孫、中村庄右衛門正智も享保十一年（一七二六）「翁伝授書」のなかで「世上ニ用候神文と八違、伊弉諾伊弉冊（ママ）尊の御はつをかうむるべきとの御神文ニ而」と評していることから、「イザナギ・イザナミ」の両神を勧請した起請文は中村家ではもちろん、世間一般でもほかに例がなく、珍しかったことがわかる。これまでの検討で、光茂・綱茂誓詞の「両神」を勧請した神文は吉田家から提示されたことを確認しているが、これだけ珍しい「イザナギ・イザナミ」の両神を勧請した神文が兼従の起請文にも使われている以上、光茂・綱茂の神文のもととなったのは、やはりこの兼従の神文であろう。兼従の神文を吉田家が選んだ理由は、兼従自身が案文を作成したか、或いは兼従ゆかりの神文として尊重したためかの、どちらかであろう。

6　誓詞書式の改変

前項までの検討から、光茂・綱茂誓詞の神文と朱指判が萩原兼従ゆかりの書式であることがわかった。これらの神文・朱指判が誓詞案文としていつから使われていたのかわからないが、兼従の死からすでに十五年がたち、吉田家当主兼連が二十三歳になっていた延宝三年（一六七五）時点でもなお使用されていたということは、きわめて興味深い。このことは、兼従没後、幼主だった兼連が成人し、吉田家当主として実力を兼ね備えていったのち、兼従の事跡をどのように扱い、評価していたのかを考えるひとつの材料となるのではないだろうか。

しかし、吉田家から光茂に示される誓詞案文は、元禄五年（一六九二）までに書式が大きく改変したようだ。

⑥（元禄五年卯月）鍋島光茂覚（六二七号）

覚

一、先年故萩原殿より御相傳申候和歌之三神、極〻秘説とハ承及候得共、説〻多キ様ニも申候、正義御相傳尤諍申間敷候、乍去御家被秘候謂候而、被残置候哉、頻難（頻カ）申入候、様子成共承度存候故、御尋申候、

一、去年哉覧、於　御前中臣祓御講釈被成候由風聞候、山村外記へ御傳之中臣祓注同前筋ニ候哉否、

一、日本紀之内神代巻ハ神道者より講釈申物ニ御座候哉、先年寫置申候抄分ニ而ハ中〳〵合点参兼候、誰そ上を習せ申儀ハ不苦思召候哉、御返事可被仰聞候、

一、諸神ハ皆日神之化現之由承候へ共、又神ニよりさ様ニと斗も難申御座候哉、兎角手ニ取候程ニ迄ハ合点参兼候、神道根本承知仕度念願候、如何可仕哉、

一、拙者神文之寫、去年鈴鹿石見守より寫被相越候得共、右ハ一應之申述まいらせ候、神道御弟子罷成御不審成事共無腹蔵得御意度、千万存候条、一筆相改いたし進入仕度存候、ヶ様ニハ如何候半哉、

故萩原殿以来到尓今、吉田御家江承せ申候、神道聊以疎意不存候、毛頭他見他言終ニ不仕候、向〻迄も可為同前之条、秘説共於被仰聞者尤可為過分事、

右於偽者、日本之大小神祇、殊氏神罰可罷蒙、仍誓状如件、

元禄五年卯月　日　　松平丹後守光茂墨判

吉田左兵衛督殿

此ことくいたし進申度候、可然被思召候ハヽ、国許より認進入可仕候、已上、

右⑥光茂覚には年次・差出・宛名は書かれていないが、包紙上書に「吉田侍従様　松平丹後守」とあること、文中に記されている誓詞案文の日付が元禄五年（一六九二）卯月であることから、元禄五年に書かれた光茂の覚であることがわかる。内容は五ヶ条からなっており、一～三は和歌三神・中臣祓・日本書紀神代巻についての質問、四は諸神は日の神の化現である、との説に対する質問、そして五は光茂が今度提出する誓詞の内容についての問い合わせ、となっている。光茂はどのような伝授を受けようとして五ヶ条目にみえる誓詞を書こうとしたのか、はっきりしないが、和歌三神や中臣祓、「日本書紀神代巻」に関する兼連の講釈に、多大な関心を寄せているのは確かである。光茂は、和歌三神は万治三年（一六六〇）に兼従から伝授を受け、中臣祓は寛文九年（一六六九）家臣山村外記を通して伝授を受けたとみられるが[42]、「御広間雑記」には、光茂が誰から伝授を受けたかについては記載されておらず、不明である。吉田家当主兼連は前年の寛文八年（一六六八）、吉川惟足から教学の返伝授を受けたとされているが、中臣祓などの行法に関しては、兼連成人までの中継ぎとして一時的に兼従から伝授を受けた家臣鈴鹿左京（中臣和之）からまだ返伝授を受けておらず、光茂は兼連ではなく、鈴鹿左京から中臣祓の伝授を受けた可能性もある。

兼連は寛文十一年（一六七一）鈴鹿左京から返伝授を受け、元禄三年（一六九〇）には霊元院に中臣祓を講釈するほどに成長し、名声が高まる[43]。こうした状況に、光茂はかつて兼従など兼連以外の人物から伝授を受けた和歌三神・中臣祓・日本書紀神代巻について、兼連の説を改めて学ぶ意欲を持ち、そのために誓詞を書くことになったのかもしれない。

光茂はこの誓詞について、「拙者神文之寫、去年鈴鹿石見守より寫被相越候得共」と述べており、「光茂が書くべき誓詞の写＝吉田家が光茂に示した誓詞案文」が、鈴鹿石見守から送られ、光茂はそれにしたがって「右於偽者、日本之大小神祇、殊氏神罰可罷蒙、仍誓状如件」と神文に書き、朱指判ではなく「墨判」＝花押を据えた誓詞を提出しよ

うとしていたことが確認できる。すなわち、延宝三年（一六七五）から元禄五年（一六九二）までの間に、吉田家から光茂に提示した誓詞書式は大きく変化し、神文がそれまでの「両神・氏神の照覧」から「天神地祇・氏神の神罰を蒙る」ものとなり、朱指判は据えられず、署名と花押のみとなった。それはなぜだろうか。

「両神（イザナギ・イザナミ）」が勧請されず、朱指判も捺されなくなるということは、やはりひとつには、吉田家の中に兼従の影響を払拭しようとする意図があったものと考えられる。教学・行法双方の返伝授を受け、霊元院に神道講釈を行うまで成長した兼連を当主としていただく吉田家にとって、兼従ゆかりの誓詞書式にこだわる理由はもはやなかったのかもしれない。しかし、このことは誓詞書式改変の理由の第一ではなかったと思われる。なぜならば、松岡雄淵が延享元年（一七四四）に朱指判を捺しているからである。兼従の影響を払拭しようとしたと言っても、朱指判を捺した誓詞は受け取らない、というほどの強い意向ではなかったことがわかる。

誓詞書式の改変は、勧請する神々ではなく、神仏の認可文言（照覧・明鑒など）から自己呪詛文言（「神罰を蒙る」など）への変更に重点を置いて考えてみるべきではないだろうか。起請文の神文には、誓いを破った場合、神仏の罰が当たる、とする自己呪詛文言（「神罰を蒙る」など）を書く場合と、「自分が誓ったことは神仏の認許を得ている」として、誓約に神仏の認可（照覧・明鑒）という権威を添付する場合の二種類がある。[44] どちらも起請文発生期からみられる形式であるが、近世起請文に限って言えば、武家社会の神文はどちらの形式も使うが、公家の場合、神仏の認可文言（照覧・明鑒）を使う事例が多い。ためしに元禄五年（一六九二）以降に吉田家に提出された誓詞の中から自己呪詛文言（「神罰を蒙る」など）を使用した誓詞と、神仏の認可文言（照覧・明鑒など）を使用した誓詞を拾い出してみると、自己呪詛文言は大名・大名家臣が十四通中十三通、公家が十二通中二通、吉田家臣が八通中六通、地方神主、能役者が四通中四通である。神仏の認可文言は、大名・大名家臣が十四通中一通、公家が十二通中五通、吉田家

臣が八通中一通、地方神主、能役者が四通中ゼロであった。なお、公家の誓詞には上記の分類に入らない「可漏祖神鍾愛候也」との文言が四通あった。また、女性の誓詞（㊹）は「神罰を蒙る」文言であった。宝永四年（一七〇七）の⑦一通のみ「照覧」を使っており、当てはまらないが、元禄五年以降は大名及びその家臣は基本的にみな「神罰を蒙る」文言を使う書式になったといってよいだろう。そして公家は、位階によって大まかな区別があったのではないか。すなわち、公家で自己呪詛文言を使う書式で書いているのは、㉓萩原兼武（従四位上）、㉗穂波晴宣（正三位）である。このうち萩原兼武は従三位に昇進してからは神仏の認可文言（照覧・明鑒）を使用しているので（㉚）、従三位以上＝公卿は、自己呪詛文言を使わないとする思想があったのではないかと思われる。もっとも、㉗の穂波晴宣は正三位でも自己呪詛文言を使っているし、正四位上の⑳万里小路淳房は「天神地祇證明候」と記しているので、公家に対しては厳密な区分ではなかったらしいが、少なくとも武士に対してはこの区別は厳密であったと思われる。元禄五年（一六九二）段階で従四位下であった光茂が、神仏の認可文言（「照覧」）から自己呪詛文言（「氏神罰可罷蒙」）へ改変された誓詞案文を示されたのは、こうした吉田家内において行われた、身分による誓詞文言の差別化が原因であったのではないだろうか。

以上の検討から、吉田家では、延宝三年（一六七五）から元禄五年（一六九二）までのあいだに、神仏の認可文言（照覧・明鑒）の神文は従三位以上、則ち公卿の神文に限り、それ以外の身分の者、特に武士にはこの文言は使わせない、とした誓詞書式の身分ごとの差別化が始まった可能性を指摘したい。

そして、朱指判についても同様のことが言える。朱指判が兼従もしくは員従の発案だから避ける、ということも確かにあったかもしれないが、むしろ、血を忌む思想が吉田家（兼連）の中でより強まったために捺されなくなった可能性があると考えている。

朱の手形を据えた萩原兼従起請文について、宛先中村少兵衛の子孫庄右衛門正智は、享保十一年（一七二六）二月「翁伝授書」（中村家文書一一三号）で、「右兼従卿之御神文尓今所持在申候、世上ニ用候神文とハ違、伊弉諾伊弉冊（ママ）尊の御はつをかうむるべきとの御神文ニ而、左右乃御手の裏に血を被付御神文に御押置れ候、」と述べ、血をつけて捺した手形であるとの見解を示している。本当に血をつけて捺したかどうか別にして、中村家では兼従の朱の手形は血で捺した手形として受け取られてきており、おそらく朱＝血のイメージは一般的なものであっただろう。また、すでに確認したように、「基量卿記」に記されていた員従の指判も、血判の代わりとして認識されていた。「基量卿記」で員従自身が「依神職、血判之義辞申」と述べているように、本来血を忌み、血判を据えることを避けるのが一般的であった神職の家において、あえて手形を誓いの印とし、指判を捺していたのは萩原兼従・員従であったが、吉田家では兼連の成長に伴って、血に対する思想に修正がくわえられ、以降吉田家では血を連想させる朱指判は次第に避けられるようになっていったのではないだろうか。

このことを想起させる文書がひとつある。天理大学附属天理図書館に所蔵される、朱指判を据えた延享元年九月四日付の松岡雄淵誓詞（㊲）の写（吉65―147）である。天理図書館の目録によれば、これは吉田兼雄の筆蹟であるとのことだが、原本と写は文言が二ヵ所異なっている。ひとつは、原本「熱田大神宮」が写では「熱田大明神」となっていること、もうひとつは署名の部分で、原本「松岡下総尾張雄淵」が、写では「尾張雄淵」となっているところである。しかし、なにより注目すべきは朱指判の部分で、写には「書判」と書かれているのみで、原本に捺されている朱指判についての注記はない。この写が兼雄によって書かれたものであれば、当然誓詞原本を見て写したはずである。朱指判が捺されているにもかかわらず、兼雄がその旨を記さなかったのは、血を連想させる朱指判を忌み、避けたからではないだろうか。

松岡雄淵が延享元年（一七四四）に朱指判を誓詞に捺した事情はよくわからないが、萩原家と親しかったことと関係があるかもしれない。雄淵の弟子越智定安が筆録した松岡家の記録『年中雑録』には、天明三年（一七八三）十一月十三日に雄淵が亡くなった際、葬儀には萩原家の使者ばかりではなく、当主員領も参列し、雄淵の霊号は員領の父兼武によって記された旨が記録されており、雄淵と萩原家との親交の深さが察せられる。[45] 雄淵は基本的には垂加神道家であるが、垂加神道の提唱者山崎闇斎は吉川惟足から神道を学んだ人物であり、吉川惟足は萩原兼従から吉田神道の最重要奥義を伝授された人物である。雄淵と萩原家との親密さの背景には雄淵のなかに、兼従を慕い、敬う感情があったとも思われる。員領との交際の中で朱指判の知識を得た雄淵が兼従に倣って吉田家への誓詞に朱指判を捺したとしても不思議ではない。

兼従への親しみ、尊敬の念ということであれば、光茂にも同様のことが言える。光茂は⑥覚で、鈴鹿石見守が送ってきた誓詞写に「故萩原殿以来到尓今」の一文を加えて、「この様に書き加えたいが如何でしょうか」と吉田家の意向を問い合わせている。このことからもわかるように、光茂は萩原殿（兼従）から伝授を受けたことを強く意識している。光茂は①・②でも「神道此已前萩原殿ニ而承候儀」と記すなど、誓詞には必ず兼従が神道の師であることを明記して尊重しており、光茂が朱指判を捺した背景には、師兼従への親しみや、敬う気持ちが存在するようにも思われる。朱指判は延享元年を境に吉田家から姿を消してしまうが、それ以前には兼従ゆかりの判として、兼従から教えを受けた人々の間では認知されたものだったのかもしれない。

まとめ

國學院大學図書館所蔵吉田文書で確認された朱指判について検討を重ねてきたが、明らかになったことをまとめると次のとおりである。

朱指判は、寛文八年（一六六八）から延宝三年（一六七五）の間に吉田兼連に提出された、鍋島光茂・綱茂父子の神道伝授誓詞四通と、延享元年（一七四四）に垂加神道家で吉田家学頭を務めた松岡雄淵が吉田兼雄に提出した誓詞一通に捺された、血判に代わる判である。これらは左右の指各一本の上部約二センチほどの部分に朱を塗り、花押の上に重ねるように二本揃えて捺したもので、五通はみな同じ形状であることから、一定の作法が成立していたと考えられる。誓詞に捺したこのような判について今まで報告例はなく、「朱指判」との名称も、筆者が仮に名付けたものである。

朱指判の淵源は明らかではないが、吉田家分家で豊国神社祠官であった萩原兼従が血判の代わりとして朱の手形を捺した寛永六年（一六二九）の起請文が現存していること、霊元天皇の議奏であった東園基量の日記「基量卿記」貞享三年（一六八六）十一月十四日条に、兼従の養嗣子員従が「吉田家では手形を誓いのしるしとする」と述べたうえで霊元天皇への起請文に指判を捺したことが記されていることから、朱指判は萩原兼従又は員従発案の判であった可能性がある。吉田家では神道伝授の誓詞は案文が吉田家から示され、提出者はその案文に従って誓詞を作成したとみられるので、光茂・綱茂の指判は吉田家からの指示で捺したものとみられる。また、光茂・綱茂の神文は「両神」＝イザナギ・イザナミを勧請した珍しいものだが、これも兼従の神文に倣った神文と考えられる。つまり、万治三年（一六六〇）に死去した兼従の思想が反映した誓詞書式が寛文八年（一六六八）から延宝三年（一六七五）まで吉田家で使用されたことになり、誓詞書式は吉田家における兼従の存在感を具体的に語る史料としてもとらえることができる。

兼従ゆかりの誓詞書式である、朱指判と「両神」を勧請した神文は、延宝三年（一六七五）以降元禄五年（一六九二）までの間に吉田家では使用されなくなっていくが、これは兼従の思想を払拭するとともに、このころから吉田家内の誓詞制度が整備され、誓詞書式の身分による序列・差別化が明確になった結果と考えるべきであろう。「両神」が勧請されなくなると同時に、神文に書かれる神仏の認可文言（照覧・明鑒）が武士には使用されなくなり、勧請する神仏も「天神地祇・氏神」など一般的なものとなる。誓詞書式の改変は、武士の神文と公卿の神文との差異を明確にし、差別化を進めるために行われたと考えられる。

朱指判が据えられなくなっていく理由については本稿では十分な答えを出せず、今後の課題としたいが、松岡雄淵と萩原家との親交と、吉田兼連・兼雄の血を忌む思想、の二つの視点に留意して検討を進めたい。

吉田家では神道伝授に際し誓詞の提出を求め、延宝三年（一六七五）から元禄五年（一六九二）までの間に、吉田家内に誓詞提出を制度化し、提出者を序列化しようとする姿勢が芽生えたことを明らかにした。誓詞制度が整備されていくのは、江戸幕府でも大名家でもおおむね元禄年間（一六八八～一七〇四）であり、吉田家の動きと合致する。筆者も含めて、近年の近世起請文研究は武家社会が中心で、公家社会にはあまり目を向けることがなかったが、吉田家の朱指判という希少な事例を検討することで、はからずも公家社会でも誓詞が家職の権威付けや人々の序列化に利用されていく様子を垣間みることとなった。

（付記）本稿作成に際し、萩原起請文の熟覧を快くお許しくださった金春流中村家御当主中村勝氏に心からお礼を申し上げたい。また、吉田文書の読解については、千々和到先生始めゼミ参加諸氏から多くのご教示、ご協力を賜った。ここに記して感謝の意を表したい。

註

（1）佐藤進一氏は『古文書学入門』（法政大学出版局・一九七八年・一九七一年初版）二三三頁で「ある事柄について偽りのない旨を宣誓し、つぎに、もし偽りがあれば神仏の罰を蒙るべきことの二点を記述」した文書を起請文と定義しておられる。筆者は佐藤氏の定義に従うものであるが、吉田文書には、「ある事柄について偽りのない旨を宣誓」し、文中に「誓」「盟約」の文言を含みながらも神文の無い文書や、宣命書の文書など、さまざまな形式があり、佐藤氏のいう起請文の定義に合わない文書が多く含まれる。そこで、本稿では吉田文書については「起請文」という用語は使用せず、「誓詞」という用語を用いることにした。また、本稿での「誓詞」の要件は、神仏への誓いの文言があること、文中に「誓」「盟約」などの文言が使われていること、の二点とした。この基準で「誓詞」とした文書が三十八通ある。

（2）吉田文書の朱指判の存在は、堀越祐一氏から教えていただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

（3）佐藤進一氏『古文書学入門』（法政大学出版会・一九七八年・初版一九七一年）

（4）石井良助氏『はん』（学生社・一九六四年初版、一九七〇年）

（5）『特別展　東大寺文書の世界』（奈良国立博物館編・一九九九年）

（6）冒頭で述べた、指に墨をつけて捺す判の事例は、捺されている角度から、何れも片手の指一本乃至三本で捺したと考えられるのに対し、この五通の朱指判は、左右からやや斜めの角度で二つ捺されており、左右の指各一本を捺したと考えられる。

（7）「宮沢安通上京日記」四九四頁（『神道大系論説編九卜部神道（下）』財団法人神道大系編纂会・一九九一年）。

（8）「享和元年　藤原吉伴継目上京記」二月十日条。（橋本政宣氏「吉田神道伝受の上京日記―享和元年越前大虫社の岡野吉伴日記―」・『國學院雑誌第一〇四巻第十一号』・二〇〇三年）。

（9）神文の型は、文字・語句が異なっていても神名以外であれば、同一神文と認定した。またその神文だけで他に事例がない場合、「その他」とした。

（10）近年支藩鹿島鍋島家と垂加神道についての研究が井上敏幸氏・川平敏文氏によって進められている。井上敏幸氏「鍋島直郷の文事　付直郷五十賀集『松濤編』」（『共同研究報告書　鹿島鍋島藩の政治と文化』・共同研究「江戸時代中期文人大名に見る学芸と思想に関する総合的研究―佐賀鹿島第6代藩主鍋島直郷の事跡を中心に―」研究代表者・井

上敏幸編・二〇〇八年）・川平敏文氏「肥前鹿島藩主鍋島家の神道書とその周辺―新出『神道伝授秘函』を中心に―」（『調査研究報告　三十三号』国文学研究資料館・二〇一二年）

（11）幡鎌一弘氏①『吉田神道家「御広間雑記」の記載項目のデータベース化と神道記録の研究』（平成15～17年度科学研究費補助金　基盤研究（C）研究成果報告書・二〇〇六年）、②『近世神道史研究と「御広間雑記」のデータベース化』（平成19年度～21年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書・二〇一〇年）なお、幡鎌氏は「十七世紀中葉における吉田家の活動　確立期としての寛文期」（三浦正幸編『国立歴史民俗博物館研究報告　第一四八集』共同研究」神仏信仰に関する通史的研究』・二〇〇八年）のなかで「御広間雑記」を「吉田家の玄関帳」と説明されている。

（12）「卜部家系譜」（『神道大系　論説編八　卜部神道（上）』財団法人神道大系編纂会・一九八五年）

（13）「御広間雑記」（天理大学附属天理図書館所蔵。以下「広」と略記）万治三年八月二十一日条に「松平丹後守殿より御使札、去春□被頼被指上候處神道種々御相伝、其上御懇之段為一札、京都使者藤本宗真、使者土名与左衛門同道」とある。

（14）「中臣和之日記」万治三年一月二十九日条、六月二十五日条（幡鎌一弘氏「「中臣和之日記」（万治三年）」・『天理図書館報　ビブリア一三三号』・二〇〇九年）。以下「中」と略記。

（15）『国史大辞典第十一巻』（吉川弘文館・一九九〇年）「はぎわらかねより」項。

（16）「中」万治三年三月十二日条、五月四日条など。

（17）「中」万治三年十二月二十二日条。

（18）「広」寛文七年六月二十四日・十月十九日・十一月十九日・十二月一日条など。

（19）山村内匠助は実名連俊。初名は伊左衛門。のち内匠、外記と名乗る。「御広間雑記」では万治三年（一六六〇）六月二十五日条までは伊左衛門、寛文二年（一六六二）三月二十三日条から内匠と記される。外記を名乗るのは寛文十三年（一六七三）十一月十一日以降か。鍋島家家臣山村孫太夫光次五男。父山村光次は家康小姓を務めたあと近衛家や土井利勝に仕え、元和年中に物成一五〇石で鍋島家に召し抱えられる。内匠助は吉田家と光茂の連絡役を務め、神道伝授は内匠助を通しておこなわれた。（『葉隠聞書校補』（『佐賀県近世史料　第八編第一巻』・佐賀県立図書館編・二〇〇五年）、『葉隠』（『日本思想体系26　三河物語　葉隠』・岩波書店・一九八一年・初版一九七四年））

(20)　幡鎌氏（11）①論文
(21)　中院文書（東京大学史料編纂所架蔵写真帳）
(22)　式日神文は、江戸幕府の公式神文ともいうべきものであり、それは以下のような文言である。「梵天帝釈四大天王、惣日本国中六十餘州大小神祇、殊伊豆箱根両所権現三嶋大明神八幡大菩薩、天満大自在天神部類眷属神罰冥罰各可罷蒙者也、仍起請文如件」
(23)　起請文書式は、近年注目されてきた研究途上のテーマで、霊社起請文もその定義が研究者によって異なり、いまだ共通認識は得られていない。筆者は江戸時代の霊社起請文に限定して、以下のように定義している。①京都およびその周辺に鎮座し、朝廷からの祈願・奉幣を受けた神社（京都二十二社など）の一部を勧請する②現世と来世に受ける罰を記す。（大河内千恵『近世起請文の研究』一四二～一四三頁・吉川弘文館・二〇一四年）
(24)　鍋島氏は戦国末期以来、他の大名や国人領主との間で起請文を媒介とした結合を繰り返し、「起請文体制」ともいうべき支配体制をとったが、江戸時代になり佐賀鍋島藩が成立した後も「起請文体制」の伝統と慣習にもとづき、家臣たちから盛んに起請文を提出させた。（藤野保氏編『続佐賀藩の総合研究―藩政改革と明治維新』六七～七〇頁・吉川弘文館・一九八七年）また、幕府への起請文提出にも細心の注意を払い、一例をあげれば、徳川将軍の代替り時在国中であっても国元から取敢えず「仮誓詞」という名目で老中宛に代替り誓詞を送り、のち上京した際本誓詞に取り換えるなど、他大名には見られない行動をとっている。（大河内『近世起請文の研究』）
(25)　大河内『近世起請文の研究』第Ⅰ部第二章参照。
(26)　細川家・島津家など西国大名家では霊社起請文神文が常用された。（大河内『近世起請文の研究』第Ⅱ部第一章）
(27)　大河内『近世起請文の研究』第Ⅰ部第二章）
(28)　『国史大辞典　第十三巻』「まつおかちゅうりょう」項、吉崎久氏「松岡忠良の門人簿―京都大学蔵『渾成堂門人名簿』」（『神道史研究』第二十一巻第六号・一九七三年）。
(29)　『桜町天皇実録第二巻』（藤井譲治・吉岡眞之氏編・ゆまに書房・二〇〇六年）
(30)　『神道大系論説編十二　垂加神道（上）』（財団法人神道大系編纂会・一九八四年）・『書の日本史　第六巻』（平凡社・一九七五年）
(31)　『古事類苑人部二十四』（神宮司庁編・古事類苑刊行会）
(32)　「基量卿記」（東京大学史料編纂所架蔵謄写本）
(33)　表章氏「肥後中村家能楽関係文書について」（『法政大学文学部紀要　昭和四十五年第十六号』一九六九年）
(34)　表氏（33）論文によれば、中村庄右衛門正智は、元禄

六年（一六九三）に設立された中村家分家初代。本家嗣子少兵衛が若年なため芸事を管理できなかったため、正徳二・三年頃から代わって正智が能芸を勤めるようになったと考えられる。

(35) 十二月廿三日付萩原兼従書状・二月晦日付萩原兼従書状（『実相院文書四』『実相院文書六』・東京大学史料編纂所架蔵写真帳）

(36) 山口和夫氏「近世の家職」（『岩波講座日本通史第14巻』三一五頁・岩波書店・一九九五年）

(37) 「基量卿記」五月六日条（東京大学史料編纂所架蔵謄写本）

(38) 「基量卿記」五月九日条など（東京大学史料編纂所架蔵謄写本）

(39) この件については別稿で述べる予定であるが、血量が少ない血判が好まれていくことを表す事例の一つに、血判の血をつける位置が花押の丸の中、と定まっていくことをあげたい。花押の丸の中に血判を収めるには、付ける血はごく少量でなくてはならない。つまり、これはごく少量の血で血判を据えることを意味する。血判の血をつける位置が定まっていく経過については大河内『近世起請文の研究』第1部第二章参照。

(40) 村での事例ではあるが、延享五年（一七四八）四月二十一日、陸奥国白河郡栃本村で作成された村の申し合わせ事項に関する血判起請文には「神職ニ付相除」と注記された署名があり、血判は据えられていない。（国文学研究資料館所蔵根本家文書九五一号）

(41) 表氏（33）論文

(42) 光茂の代理として伝授を受ける家臣山村外記（伊左衛門。内匠とも称した）は寛文九年七月九日中臣祓を聴聞しており、その後光茂使者が吉田家を訪れて山村の神道伝授に対しお礼を述べていることから、この時伝授を受けたものと考えられる。（「広」）

(43) 元禄三年（一六九〇）一一月二十一日（「基量卿記」東京大学史料編纂所架蔵謄写本）

(44) 佐藤進一氏は『古文書学入門』（法政大学出版局・一九七八年・一九七一年初版）一三〇～一三一頁で、寺院制式・制誡のうち、「明鑒」「照鑒」文言を使用した事例と、「罰を蒙る」文言を使用した事例に注目し、発生の経過や強制力について言及されている。また近年では千々和到氏が「照覧」文言使用の起請文神文を「照覧型起請文」と仮称したうえで、「罰を蒙る」文言使用の神文と区別することを提唱されている。

(45) 吉崎久氏（28）論文三九頁。